

第 12 号議案

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の住民の利用に供する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

| 名称 | 所在地 |
|----------|-------------------|
| 豊後大野市図書館 | 豊後大野市三重町内田 881 番地 |

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、豊後大野市が負担する。

提案理由

豊後大野市の公の施設の一部を大分都市広域圏を形成している大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の住民の利用に供したく、この案を提出するものである。